

監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）の令和6事業年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果をとりまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査規程等に基づき、理事長、理事、監査室その他職員（以下「役員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席し、役員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、事務所において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。

また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他研究所の業務の適性を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役員等からその整備及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表、事業報告書（会計に関する部分）及び決算報告書について検証するに当たっては、当研究所の資本の額その他の経営の規模は通則法第39条第1項の「政令で定める基準」に該当せず、会計監査人の監査が実施されていないことから、監事において会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行った。

以上のことから、研究所の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

1 研究所の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

研究所の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

2 研究所の内部統制システムの整備及び運用についての意見

研究所の内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。

また、内部統制システムに関する法人の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

3 研究所の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があつたときは、その事実

研究所の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4 財務諸表等についての意見

財務諸表等は、研究所の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令等に従い、研究所の状況を正しく示しているものと認める。

III 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

過去の閣議決定において定められた以下の監査事項に対して、適切に実施されているものと認める。

(1) 給与水準の状況(独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)、独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定))

(2) 隨意契約の適正化を含めた入札・契約の状況(独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定))

(3) 法人の長の報酬水準の妥当性(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定))

(4) 保有資産の見直し(独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定))

(5) 4法人の間接業務等の共同実施等(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(別紙:各法人等について講ずべき措置(平成25年12月24日閣議決定)))

令和7年6月25日

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

監事 浅野 良一

監事 中家 華江